

飲食店等の
皆さまへまん延防止等重点措置に伴う
協力支援金の申請は4/30(土)まで

1/27～2/20要請分の申請期限は、4/30(土)まで延長になりました

道のまん延防止等重点措置に伴う営業時間短縮等の要請に協力した市内飲食店等の事業者へ、支援金を給付します。

要請・協力期間	給付額
① 1/27 (遅くとも1/29) ～ 2/20	1店舗1日当たりの支援金額 × 要請に応じた日数 (店舗ごとに算出)
② 2/21～3/6	

①で早期給付を受けた事業者は、左記計算で算出した額に、早期給付額を除いた額を給付

対象施設 次のいずれかに該当する施設。詳細は市で確認を

- 飲食店 (宅配・テイクアウトを除く)
- パー、カラオケボックス等で飲食店営業許可を受けている店舗
- 飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
- 飲食店営業許可を受けている結婚式場等

申請方法 4/30(土)まで (当日消印有効) に、市、第三庁舎案内、道の駅あさひかわ (神楽4の6)、各支所等にある申請書に記入して郵送 (感染拡大防止のため、郵送での申請にご協力をお願いします)

郵送先 〒070-8506 (住所不要) 旭川市感染防止対策協力支援金事務局

【詳細】旭川市専用ダイヤル ☎011・330・8235 (平日8:45～17:15)



冬眠明けのヒグマにご注意を!

【詳細】環境総務課 ☎25・5350

春はヒグマの行動範囲が広がります

ヒグマは3月下旬～4月にかけて、冬眠から目を覚まします。目覚めたヒグマは、食べ物を求めて広範囲を移動するようになります



ヒグマと遭遇しないために

ヒグマに自分の存在を気付かせる

ヒグマは嗅覚と聴覚が優れています。不意の遭遇を避けるために、入山・入林時にはクマよけの鈴を装備するなど、人間の存在をヒグマに気付かせましょう。

ヒグマの痕跡 (足跡やふんなど) を意識する

足跡やふん、木の幹の爪痕などを発見したら、その場所はヒグマの行動範囲内と考えられます。その場を離れるか迂回しましょう。

ごみは必ず持ち帰る

食品や飲料のごみは、ヒグマにとって魅力的な餌になります。人間の食べ物の味を覚えたヒグマは、積極的に人間に近付くようになってしまいます。ごみは必ず持ち帰りましょう。



セミナー なぜヒグマは人里に出てくるのか?

北海道の自然環境を象徴するヒグマとの共存・共生について考える

日 3/26(土) 14:00～16:00

所 科学館 (宮前1の3) 定員50人

主 催 ヒグマの会 山本 牧さん

申 込 3/14(月)から環境総務課 ☎25・5350

